

# 入札公告の変更

令和2年3月19日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行

令和2年3月4日付けで公告した令和2年度原子力規制庁課室取りまとめ業務のための人材派遣の一般競争入札について、以下のとおり変更します。

## 1. 入札公告の変更

「4. 契約条項を示す場所等」について、次のように変更する。

(変更前)

(3) 「令和2年3月19日(木)12時00分」

(変更後)

(3) 「令和2年3月25日(水)12時00分」

## 2. 入札説明書の変更

「入札説明書」の「5. 適合証明書の受領期限及び提出場所」について、次のように変更する。

(変更前)

「令和2年3月19日(木)12時00分」

(変更後)

「令和2年3月25日(水)12時00分」

「仕様書」の「5. 契約期間」について、次のように変更する。

(変更前)

「・・・派遣期間開始日は、・・・」

(変更後)

「・・・派遣就業開始日は、・・・」

「仕様書」の「6. 実施場所」について、次のように変更する。

(変更前)

「・・・原子力規制委員会原子力規制庁及び原子力安全人材育成センター・・・」

(変更後)

「・・・原子力規制委員会原子力規制庁及び原子力安全人材育成センター

(TEL: 03-3581-3352 (代表))・・・」

「仕様書」の「8. 派遣労働者への対応」について、次のように変更する。

(変更前)

(1) 「・・・当該労働者のスキルシート及び略歴をすみやかに派遣先責任者に提出し、派遣先責任者の指示の下、派遣期間開始日前・・・」

(2) 略

(3) 「協議のうえ、人材が決定した後、派遣元は・・・」

(変更後)

(1) 「・・・派遣就業開始日前・・・」

(2) 略

(3) 「派遣元は・・・」

「仕様書」の「9. 勤務形態」について、次のように変更する。

(変更前)

「・・・1月3日までを除く。）9：30～18：15・・・指揮命令者の指示により時間外勤務を要請及び勤務時間帯・・・」

(変更後)

「・・・1月3日までを除く。）休日労働なし。9：30～18：15・・・指揮命令者の指示により時間外勤務（1日4時間以内、1ヶ月30時間以内、1年360時間の範囲内）を要請及び勤務時間帯・・・」

「仕様書」の「11. 派遣料金」について、次のように変更する。

(変更前)

(5) 「・・・5分単位（5分未満については切り捨てる。）・・・」

(変更後)

(5) 「・・・分単位・・・」

「仕様書」の「12. 派遣契約の解除」について、次のように変更する。

(変更前)

(1) 「・・・雇用開始日から・・・」

(変更後)

(1) 「・・・派遣就業開始日から・・・」

「入札適合条件」の「質問等の締切日」について、次のように変更する。

(変更前)

「・・・令和2年3月18日（水）12時まで・・・」

(変更後)

「・・・令和2年3月24日（火）12時まで・・・」

「契約書（案）」の「労働者派遣個別契約書（案の2）」について、次のように変更する。

（変更前）

**労働者派遣個別契約書（案の2）**

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（甲）  
と （乙）とは、令和 年 月  
日付けで、甲・乙間で締結した労働者派遣契約書に基づき、次の就業条件のもと  
に、労働者派遣を行うものとする。

業務内容	令和2年度 原子力規制庁課室取りまとめ業務のための人材派遣
就業場所の名称 及び所在地等	仕様書のとおり
組織単位の名称	原子力規制庁〇〇課等（18課室分）
派遣就業期間	仕様書のとおり
就業時間	仕様書のとおり
時間外、休日労働	仕様書のとおり
安全、衛生その他	「労働安全衛生法」及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件に関する法律」に定めによる。
派遣元 責任者	〇〇〇〇部 〇〇 〇〇
苦情申出先	〇〇〇〇部 ×× ××
派遣先 責任者	
指揮命令者	仕様書のとおり
苦情申出先	
派遣従業員数等	18名
派遣基本料金	仕様書のとおり
支払条件	請求書受領後30日以内
請求書送付先	東京都港区六本木一丁目9番9号 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課
苦情処理及び中途解除	苦情処理については、派遣元・派遣先が連携し、各々の苦情責任者を中心に、誠意を持って適切かつ迅速に処理するものとする。 中途解除については、30日前までに相手に通知すること。
派遣労働者を無期雇用又は60歳以上に限定するか否か	無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定。/限定なし
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	本契約期間中に、同一業務について職員として採用するための公募（当該派遣労働者を対象に含む）を行う際及び公募後、当該派遣労働者を採用する際は、派遣元に通知するものとする。

(変更後)

### 労働者派遣個別契約書（案の2）

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（甲）  
と  
（乙）とは、令和 年 月  
日付けで、甲・乙間で締結した労働者派遣契約書に基づき、次の就業条件のもと  
に、労働者派遣を行うものとする。

業務内容	令和2年度 原子力規制庁課室取りまとめ業務のための人材派遣
事業所名	原子力規制委員会
就業場所の名称 及び所在地等	原子力規制委員会原子力規制庁及び原子力安全人材育成センター 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル (TEL:03-3581-3352 (代表)) (TEL:00-0000-0000 (〇〇課))
組織単位の名称	原子力規制庁〇〇課等 (18課室分)
派遣就業期間	仕様書のとおり
就業時間	仕様書のとおり
時間外、休日労働	仕様書のとおり
安全、衛生その他	「労働安全衛生法」及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件に関する法律」に定めによる。
派遣元 責任者 苦情申出先	〇〇〇〇部 〇〇 〇〇 〇〇〇〇部 ×× ××
派遣先 責任者 指揮命令者 苦情申出先	総務課 企画調整官 〇〇課長 (代行命令者 総括補佐) 総務課 企画調整官
派遣従業員数等	〇名 (18名分)
派遣基本料金	仕様書のとおり
支払条件	請求書受領後30日以内
請求書送付先	東京都港区六本木一丁目9番9号 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課
苦情処理及び中途解除	苦情処理については、派遣元・派遣先が連携し、各々の苦情責任者を中心に、誠意を持って適切かつ迅速に処理するものとする。 中途解除については、30日前までに相手に通知すること。
派遣労働者を無期雇用又は60歳以上に限定するか否か	無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定。/限定なし
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	本契約期間中に、同一業務について職員として採用するための公募（当該派遣労働者を対象に含む）を行う際及び公募後、当該派遣労働者を採用する際は、派遣元に通知するものとする。
責任の程度	非常勤の国家公務員（部下無し、業務における決裁権限無し、緊急対応時は指揮命令者の指示のもと電話窓口対応有）
派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与	派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える休養室及び情報セキュリティ研修等の全従業員向け研修については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならないこととする。
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	協定対象派遣労働者に限定しない。